

常陸國總社宮祭礼の獅子・山車・ささら行事保存会 会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、「常陸國總社宮祭礼の獅子・山車・ささら行事保存会」という。

第2条（事務局）

本会は、所在地を会長宅とし、同住所に事務局を置く。

第3条（目的）

本会は常陸國總社宮例大祭（以下例大祭）である祭礼の、獅子・山車・ささら行事を主催、運営し、文化財としてあるべき姿に保存、伝承することを目的とする。また、祭礼の伝統文化を適切に活用することで地域社会の発展や振興に寄与することを目指す。文化財の指定においては、例大祭を常陸國總社宮祭礼の獅子・山車・ささら行事として国指定無形民俗文化財に指定されることを最終目的とする。なお、目的達成までに必要な段階として茨城県指定無形民俗文化財への指定も目指すものである。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、主に次の事業を行う。

- 1, 獅子・山車・ささら行事の主催と運営
- 2, 獅子・山車・ささら行事の保存と伝承

具体的には主に次の事業を行う。

- ①会議の開催
- ②後継者育成に関わること
- ③伝統文化を適切に活用するために必要な事業
- ④有形無形の文化的価値を確認し、文化財指定の意義を広報、啓発する事業
- ⑤文化財指定に関する諸問題の検討、協議
- ⑥歴史や伝統などの調査研究
- ⑦当該地域の文化・観光・街づくりに関係する諸団体と連携をする事業
- ⑧文化財指定の世論喚起のためシンポジウム等のイベントを実施する事業
- ⑨その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

第5条（会員の資格）

本会は次の会員をもって構成する。

- ① 団体会員：祭礼に関連する組織として神社の認定を受けた団体すなわち常陸國總社宮総代会、常陸國總社宮氏子会、年番町連合会、石岡囃子連合保存会、總社明神會、常陸國總社宮氏子青年ひたみち会、石岡青年會、石岡商工会議所、石岡市観光協会
- ② 氏子町会員：常陸國總社宮の氏子会の支部を有する36町すなわち、森木町、大小路町、土橋町、金丸町、守横町、富田町、仲之内、宮下町、青木町、幸町、國分町、中町、若松町、泉町、香丸町、木之地、星の宮、鹿の子、茨城、貝地、水久保、北の谷、ばらき台、兵崎、六軒、山王台、元真地、六軒東、小川道、東町、若松東、出し山、大和町、大砂、正上内、南台
- ③ 一般会員：本会の趣旨と目的に賛同する個人
- ④ 賛助会員：本会の趣旨と目的に賛同する法人

第6条（入会の手続き）

一般会員・賛助会員は、本会の招請か希望者による申込を受け、常任理事会で承認されることで入会することができる。

第7条（会費）

会費は以下とする。

- ①団体会員：年額 5,000 円
- ②氏子町会員：年額 10,000 円
- ③一般会員：年額 2,000 円

④賛助会員：年額一口 20,000 円以上

第 8 条（退会・除名）

一般会員・賛助会員の退会は、会員本人が会長宛にその理由を明らかにした退会届を提出し、退会することができる。

本会の名誉を毀損し、著しく会則や趣旨に反する行動を取った者は、常任理事会の承認によって除名することができる。

第 3 章 役員

第 9 条（役員の構成）

本会に次の役員を置く。

会長（1 名）、副会長（若干名）、常任理事（～20 名）、理事（～36 名）、

会計監査（2 名）、会計（1 名）、事務局員（若干名）

但し、事務局員のうち 1 名以上は常陸國總社宮職員とする。

会長は本会を代表し、本会の運営の主宰者となる。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。

常任理事は団体会員の長と、当該年度および前年度次年度の年番町の代表者と青年会長、露祓町代表、年番協力町代表 3 名（1 年毎に 1 名交代）とする。

第 10 条（役員の選出）

会長・副会長及びその他の役員は常任理事会において推薦され、総会の承認によって選出される。

事務局員は会長が推薦し、常任理事会の承認によって選出される

第 11 条（役員の任期）

役員の任期は 2 年間とし、再任をさまたげない。

但し、補欠により就任したものの任期は前任者の残任期間とする。

第 12 条（最高顧問、名誉顧問、特別顧問、顧問、相談役、参与）

本会には最高顧問、名誉顧問、特別顧問を置く。また、顧問、相談役、参与を置くことができる。

最高顧問は常陸國總社宮宮司とする。

名誉顧問は石岡市長および石岡市教育委員会教育長とする。

特別顧問、顧問、参与は役員会の推薦により若干名とする。

相談役は前会長とする。

第 13 条（専門委員）

本会には学術調査など専門的な事業を委嘱するための専門委員を置くことができる。

専門委員は任にあるうちは常任理事と同等の権利を有する。

第 4 章 機関

第 14 条（機関）

本会の機関は、総会及び常任理事会、理事会、委員会とする。

第 15 条（年次総会）

本会は総会を年 1 回開くものとする。総会は会員の 2 分の 1 以上（委任状も含む）の出席をもって成立する。総会の議長は会長があたるものとし、議事は総会に出席した会員過半数の承認を得なければならない。

第 16 条（常任理事会・理事会）

本会のすべての事業は、常任理事会で検討し、承認されたうえで会員に周知する。常任理事会、理事会は会長が必要あるときに招集する。常任理事会、理事会は 2 分の 1 以上（委任状も含む）の出席をもって成立する。

第 17 条（委員会）

本会に以下の委員会を置く。各委員会の長を委員長とし、2 名の副委員長をおく。祭典委員会は当該年度の祭礼を所管し、年番祭典委員長がその長に就く。

①祭典委員会

②その他の委員会

第5章 会計

第18条（会計収入）

本会の会計収入は、会費、補助金、事業収益金、並びに寄付金その他をもってあてる。

第19条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 会則

第20条（会則の改正）

本会会則および付則の変更は、総会の決議によって決定する。

付則

第21条 本会の役員ならびに会員は本会の目的とその役目を遵守し、決して本会を個人の経済的・政治的利益をもたらすために利用してはならない。

第22条 暴力団の構成員ならびに準構成員の入会は認めない。万一、会員と暴力団との不適切な関係が露見した場合は常任理事会の承認をもって当該会員を即時除名し、住所氏名等を当局へ通報することができる。

本会の会則は令和4年12月18日より施行される。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

令和5年 5月 14日

石岡市国府 2-1-5

会長 長谷川晴彦 印